

## ＜第4分科会＞

### 「食物アレルギーの個別対応と個別相談指導」

指導助言者 羽曳野市教育委員会学校教育課  
参事 村尾 奈緒美

#### はじめに

学校における食物アレルギー対応は、食物アレルギー事故防止の徹底を図るとともに、すべての児童生徒が安心して楽しみながら学校生活を送ることができるようにすることをめざしている。そのためには、学校や調理場、保護者、医療関係者等がチームとして連携し、共通認識のもと取組みを進めていくことが何より大切である。

千早赤阪村の報告の中で特筆すべきところは、充実した個別相談指導を通して、栄養教諭、学校、保護者、給食センター等のつながりをつくっているところにある。また、そのつながりが食物アレルギーの対応マニュアルを原則にしつつ、児童生徒・保護者に寄り添った組織的な個別対応を可能にしている。

#### 個別相談指導について

令和5年1月の「養護教諭及び栄養教諭の資質能力の向上に関する調査研究協力者会議 議論のまとめ」において、任用・配置の効果が実感できる取組みとして、食に関する個別的な相談指導の充実を推進していくことが示された。食物アレルギーだけでなく、肥満・やせ傾向、偏食など食に関する個別性の高い課題に対しては栄養教諭の専門性が特に必要とされる場所である。

#### 個別相談指導の組織・体制構築について

「食に関する指導の手引き—第二次改訂版—」のなかで、個別的な相談指導を進めるにあたっては、「課題の改善を目的として、期間を決めて定期的、継続的に指導を進めること」と示されている。個別相談指導は、対象児童生徒の行動変容を促し、改善あるいは良好な生活を行うための習慣を獲得することを目的に、①個々の児童生徒の実態把握（アセスメント）、②対象者の抽出、③個別相談指導の実施、④課題解決という流れで進めていくことになる。この流れを継続的に実施し解決に向けていくためには、組織・体制の構築が必要であるが、栄養教諭の配置や市町村の規模等により、現状として栄養教諭が個別に相談を受けて対応することが多くなっているのではないかと考える。この組織・体制構築という点において、今回の千早赤阪村の報告のなかで、以下3点について特に確認しておきたい。

まず、どの市町村においても取り組んでいるアレルギー対応が切り口になっていること。各市町村にとって、現在のアレルギー対応の組織・体制を活かしてどのように個別相談指導を組み入れていけばよいのかイメージしやすくなっており、参考にしやすい。

次に、「いつ・どのように」相談すればよいのかという流れがアレルギー対応マニュアルで明示され、学校、保護者、給食センター等が連携して取組みが進められていること。特に学校保健会に諮り、養護教諭と協議しながら「面談調書」を作成したことが、実態把握や対象者の抽出の段階での差をなくし、組織的な対応につながっていると考える。

最後に、継続的に保護者と面談する仕組みになっていることが挙げられる。だからこそ、長期的に児童の不安行動を把握でき、その児童の不安を解消するための個別対応の検討や実施につながる事ができたと考える。

千早赤阪村の報告は、これから個別相談指導の充実について取組みを進めていくうえで大きなヒントになるものであった。この報告を参考に、一歩ずつ各市町村での取組みが前進することを期待する。